

第 4 4 号 議 案

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出します。

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 1 1 月 1 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした休暇「子育て部分休暇」を導入する。

これに伴い、「中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し各条例に適応させる必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成１２年中野区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項及び第２項中「並びに第１１条の３第１項及び第３項」を「、第１１条の３第１項及び第３項並びに第１８条の３第１項」に改める。

第１８条の２の次に次の１条を加える。

（子育て部分休暇）

第１８条の３ 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある当該職員の子（満１２歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある当該職員の子で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児であるものを含む。）を養育するため、１日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

２ 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。